

〈論文〉

## 1910年代の道德教育に関する課題意識と教授方法の改良

### — 第4回全国小学校訓導修身訓練協議会を事例に —

橋本 萌

#### はじめに

本稿は道德教育の歴史から、その時代を生きた実践者がいかに課題意識をもち、教授法の改良に努めたのかを分析するものである。

2017年3月学校教育法施行規則の一部改正と小学校学習指導要領の改訂が行われた。この改訂では2016年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、「道德教育の充実」が謳われることとなった。それまでの「道德の時間」は「特別の教科 道德」となり、小学校では2018年から実施されている。「特別の教科 道德」の学習目標は「よりよく生きるための基盤となる道德性を養うため、道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」とされた。学習内容は「A 主として自分自身に関すること」、「B 主として人との関わりに関すること」、「C 主として集団や社会との関わりに関すること」、「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」に分類された内容項目が設定されている。内容の取扱いについては「指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道德的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること」等が示されている<sup>1</sup>。

グローバル化する今日の状況において道德教育が求められているといえるが、学校教育において、いかに指導すれば「道德性を養い」、「道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」ことができるのか。こうした実践的な問いは恒久的に問われ続ける課題であるといえる。そこでこれまでの教育実践家の課題意識や教授法改良の歴史を学ぶことで、これからの道德教育を構築する一助としたい。

近代学校教育における道德教育は、修身科を中心として取組まれてきた。修身は改正教育令によって筆頭科目とされ、また教育に関する勅語の発布をもってその基本的性格が確定した。そして国定教科書制度によって教授内容が定められた<sup>2</sup>。

1908年戊申詔書が発布され、翌年（1909年）には直轄諸学校宛文部省訓令第13号「生徒徳育上ノ注意」<sup>3</sup>が出された。「直轄諸学校ニ於テハ一層カヲ修身ノ教育ニ致シ定時ニ修身ノ教授ヲ為スノ外必要ニ応シ随時訓誨ヲ施シテ生徒ノ道義的觀念ヲ錬成シテ実践躬行ノ意志ヲ鞏固ナラシメンコトヲ要ス」として、直轄諸学校における修身教育の徹底が示された。第二期国定修身教科書の解説と普及を契機として国民道德論という官製道德教育論が流行したのもこの時期であった<sup>4</sup>。日露戦争以後の思想問題の噴出に対し修身教育の徹底が求められた時期なのだが、こうした時代の要求を実践者がいかに受け止め、教授法を改良しようとしていたのかはあまり検討されてこなかった<sup>5</sup>。1900年代以降世界的な新教育運動がおき、日本でも大正新教育として自由主義的な教育が模索されているが、同時代的に道德教育の教授法の改良も進んだ<sup>6</sup>。

初等教育における教育実践家が、国家の要請する修身教育の徹底についていかにうけとめ実践を改良したのかを検討することが本稿の課題となる。しかし、日常の実践が記録に残ることはほとんどなく、資料的な制約がある。そこで本論文では東京高等師範学校附属小学校初等教育研究会による第4回全国小学校訓導修身訓練協議会（1914年）における発表や討議などを分析することで、1910年代の道德教育に関する課題意識と教授方法の改良について明らかにする。

## 1 修身科教授における課題意識の共有

日露戦争以後の社会的混乱をうけ1908年10月14日戊申詔書が發布されたが、この頃には「修身科ノ教授ヲ適切有効ナラシムル方法」が模索されていた。官報には東京女子高等師範学校長による報告（1908年9月18日）、広島高等師範学校による報告（1909年6月30日）が掲載された。

### (1) 東京女子高等師範学校長による報告<sup>7</sup>

この報告は「修身科ノ教授ヲ適切有効ナラシムルニ必要ナル事項」として要点を示し、続いて具体的に「(一) 小学校ニ就キテ」、「(二) 高等女学校ニ就キテ」、「(三) 師範学校ニ就キテ」述べられている。まず、「人ノ品性ヲ陶冶シ行動ヲシテ道德的ナラシメンカためニハ左ノ三項ヲ以テ必要欠クヘカラサルモノト為ス」として3点を挙げている。

- 第一 道德上善悪ニ関スル概念ヲ正確ニシテ且ツ明晰ナラシムルコト
- 第二 道德的情操ヲ陶冶シ善悪ニ関スル感情ヲ切実ナラシムルコト
- 第三 道德的習慣ノ養成ニ努メ善ヲ行ヒ悪ヲ避ケシムルコト

第一項は比較的容易であるという。一方、第二、第三の「道德的情操ノ陶冶ト道德的習慣ノ養成」が「最も大切」であるが、家庭や社会と関係することが多いため、修身科のみでは目的を達することが困難であるという。修身科においても他の教科目や「一般学校ノ施設」と協力することで「大ナル感化」を与えられるとした。具体的に小学校の修身科の教授を有効にするために以下4点について考究することが必要であるとした。

- 第一 修身科ノ例話ハ成ルヘク其ト並行スル事項ノ児童ノ生活中ニ存スルモノヨリ採ルヘキコト
- 第二 一般ニ道德的感情ヲ涵養スルため前項ニ適セサル例話ヲ用フル場合ニハ之ヲ児童ノ生活ニ連絡セシムルコト
- 第三 実際ノ生活上殊ニ児童ノ生活上ニ起リタル出来事又ハ起リ得ヘキ事項ニ就キテ指導ヲ与フルコト
- 第四 修身科ニ於テ授ケタル事項ニシテ学校ノ生活中ニ実行セシメ得ヘキモノハ必ス之ヲ実行セシムルノ方法ヲ採ルコト

これらは共通して「生活」に着目している。前者3つは「児童ノ生活」に対応した修身教授を求めている。4つ目では「学校ノ生活」の中で「実行」する方法が求められている。これに加えて、学校儀式と唱歌の重要性が述べられている。

又祝祭日其他ニ於ケル学校ノ儀式ハ一種ノ修身教授トモ云フヘキモノニシテ品性ヲ修養スル上ニ重要ナル好機会ナレハ特ニ之ニ重キヲ置クヲ要ス唱歌ノ如キモ亦児童ノ感情ヲ陶冶スル上ニ大ナルカヲ有スルモノナレハ修身教授ノ際便宜ニ之ニ関係アル唱歌ヲ歌ハシムル等ハ大ニ効アルヘシ此目的ニ依リ特ニ道德ニ関スル唱歌集ヲ編纂スルノ必要アリト認ム

修身教育における祝祭日儀式の有効性と、儀式における唱歌が感情の陶冶に有益であると主張されている。また「道徳ニ関スル唱歌集」の編纂までもが提案されていた。高等女学校、師範学校においてもこの祝祭日儀式のことが盛り込まれているが、唱歌については小学校特有のものであった。

## (2) 広島高等師範学校による報告<sup>8</sup>

広島高等師範学校による報告は「第一 総説」（「一 教材及教法」、「二 教師」、「三 訓育及他教科教授ノ関係」、「四 環境ノ関係」）、「第二 小学校」、「第三 中等学校」の3つから構成されている。

冒頭には「修身科教授ノ目的ハ児童及生徒ノ道徳的意識ヲ陶冶スルニ在リ即チ其知的方面ニ於テハ正邪善悪ヲ識別判断スル能ヲ養ヒ其情的方面ニ於テハ正善ヲ愛好シテ之ニ就キ邪悪ヲ嫌悪シテ之ニ遠サカラントスル心情ヲ養ヒ其意的方面ニ於テハ愛好スル正善ヲ遂行シ邪悪ニ抵抗スル努力ヲ起サシメ日常ノ行為ヲ道徳的ナラシムル様実践ノ指導ヲ為シ如何ナル時ニ於テモ善行為ヲ為スコトヲ得ルニ至ル徳性ヲ涵養スルヲ以テ其任務トス」と記している。修身科教授は道徳的意識の陶冶、すなわち「知的」、「情的」、「意的」に善悪の判断ができ、いかなる時でも「善行為」のできる「徳性」を養成することが任務であるという。

小学校については13項目でまとめられており教訓、例話、格言といった教材に対する注意や「教育的講談改良お伽芝居等」の利用が示された。東京女子高等師範学校にみられた「児童ノ生活」への着目はないものの「一学校生活及実社会ノ出来事ニ就キ児童ノ道徳的判斷ヲ練習スヘシ」として「学校生活」、「実社会」と連結した修身科教授が求められた。

このように当該期は「修身科ノ教授ヲ適切有効ナラシムル方法」が課題として検討されていた。『官報』に掲載された両校の報告が、各学校の実践を規定する力はなかったが、教育界全体に課題意識を共有させる役割を果たしたと推測される。

第二期国定修身教科書の使用が開始される1910年には、3月28日北海道庁府県宛文部省訓令第2号「小学校用修身教科書修正ニ付キ其目的貫徹方」において「修身科ハ教育ノ首脳ニシテ德育ハ教員ノ最要ノ任務」として修身教育の目的を貫徹することを求めた<sup>9</sup>。1911年3月、第27回帝国議会において「国民道徳教育ノ振興ニ関スル建議案」が議論された<sup>10</sup>。同年5月に東京府主催の修身講習会が催され、府下小学校長500名が集まった<sup>11</sup>。また7月には師範学校、中学校、高等女学校の教員を集め国民道徳講習会が開かれている<sup>12</sup>。こうした文部省による一連の動きが、初等教育においても修身教授法の改革を促したと考えられる。次節では、東京高等師範学校附属小学校において行われた訓導協議会から、修身科の教授法改良の議論を検討する。

## 2 第4回全国小学校訓導修身訓練協議会における課題意識と教授法の改良

東京高等師範学校附属小学校の訓導協議会は、1913年から年2回、春季と秋季に実施された。第4回全国小学校訓導修身訓練協議会（以下、第4回訓導協議会）は、1914年10月17日（土曜日）から21日（水曜日）までの5日間の日程で東京高等師範学校附属小学校（以下、附属小）において実施された。附属小の訓導協議会で初めて修身訓練が主題とされた<sup>13</sup>。

第4回訓導協議会の目的は「小学校修身及訓練ニ関シ、平素実地ニツキテ経験シ研究セル所ヲ披陳シテ、会員相互ノ知識ヲ交換シ、斯道ノ改良ニ資スルヲ以テ目的トス」<sup>14</sup>であった。訓導協議会への参加資格は「現ニ小学校ニ奉職シ、親シク当該事項ニ関シテ、実地ニ研究シツハアルモノニ限ル」とされた。

申込締切は9月30日までとされ、10月5日までに入会の諾否の回答がされることになっていた。申込には往復はがきにて発表内容の要旨（「意見ノ大要」）を記すことを求めた。定員は「凡ソ百名」であった。参加会員は当日「意見ノ要領ヲ謄写シタルモノ」を100部持参することが求められた<sup>15</sup>。

実際の出席予定者は、附属小職員を含めて123名であった。このうち報告を予定していた会員が91名で、内訳は府県師範学校主事2名、師範学校附属小学校訓導28名、小学校訓導61名であった。これに加えて東京女子高等師範学校教諭の北澤種一、奈良女子高等師範学校訓導の清水甚吾の2名、附属小職員30名が参加した。報告を予定していた会員のうち3名が欠席であった<sup>16</sup>。会員報告は一人10分の持ち時間であった。数名の報告の後、討議の時間が設けられた<sup>17</sup>。

【表1】第4回訓導協議会における道府県別参加者数

府県	(人)	府県	(人)	府県	(人)	府県	(人)
北海道	1	千葉	5	静岡	7	島根	1
岩手	1	東京	9	愛知	3	岡山	2
宮城	4	神奈川	5	京都	3	広島	1
福島	4	新潟	4	大阪	1	山口	1
茨城	6	富山	1	兵庫	3	香川	2
栃木	3	石川	3	奈良	3	熊本	1
群馬	4	山梨	2	和歌山	1	大分	1
埼玉	2	長野	6	鳥取	1	総数	91

出典：「会議概況」『教育研究』臨時増刊「第四回全国小学校訓導修身訓練協議会報告」6頁。

17日（1日目）は午前7時半より準備、その後開会式が行われ、次いで嘉納治五郎東京高等師範学校校長による講演が行われた。内容は「我が国道徳思想の統一」に関してであった。10時から16時まで会員報告が行われた。18日（2日目）は8時に開会し、冒頭で佐々木吉三郎会長（東京高等師範学校教授）が報告の中で、重要な事項を委員付託にすることを宣告した。その後会員報告に移った。同日の最後に附属小の部員佐々木秀一の報告も行われた。19日（3日目）8時に開会し、藤波国途会員から「道徳意識研究問題」の委員を設けることについて動議があり、賛成可決となった。続けて会員報告が行われ10時に吉田熊次文学博士による「pupils self-government」という「児童の自治」に関する講演があった。その後会員報告が続いた。この日は「実践指導・訓練等の議論」が活発に行われた。同日に記念撮影があり、5時から茗溪館にて有志の晩餐会が催された。20日（4日目）は10時まで「随意参観」の予定となっており、小学校の時間割はこれに合わせて修身科に変更された。10時から問題整理委員にいくつかの議題が付託され、その後会員報告が続いた。附属小の部員相島亀三郎による報告もあった。委員付託とされた問題は、委員会において23時頃まで激論が続けられたという。21日（5日目）は10時まで「随意参観」を予定していたが、時間不足のため会員報告の時間に当てられた。11時半に会員報告を終え、午後より「整理案」の報告と質問討議がなされた。15時15分佐々木会長による閉会の辞があり、閉会となった。全5日の日程の中で傍聴者もいた（【表2】）。主に師範学校長の立場にある人物が傍聴している<sup>18</sup>。

【表2】第4回訓導協議会における傍聴者

日付	傍聴者
17日	広島高等師範学校教授佐藤熊治郎、福岡県師範学校校長根岸福彌、福岡県女子師範学校校長永瀬伊一郎、長崎県女子師範学校校長小泉秀之助、宮城県女子師範学校校長小川正行、文部省図書官森岡常蔵、東京女子高等師範学校訓導数名
18日	佐藤熊治郎、小泉秀之助、根岸福彌、青森県師範学校校長萱場今朝治、大阪府天王寺師範学校校長村田宇一郎、鹿児島県師範学校校長木下竹次、京都府師範学校校長角谷源之助、福岡県小倉師範学校校長小松原伊十郎
19日	佐藤熊治郎、萱場今朝治、京都府舞鶴高等女学校校長小山保雄、石川県女子師範学校校長兒崎為槌、東京高等師範学校教授吉田静致等
20日	佐藤熊治郎、東京府青山師範学校校長瀧澤菊太郎、東京高等師範学校教授波多野貞之助、同講師亙理省三郎等
21日	佐藤熊治郎、青山師範学校教諭島田民治、東京高等師範学校職員数名、その他若干名

出典：「会議概況」『教育研究』臨時増刊「第四回全国小学校訓導修身訓練協議会報告」7-9頁。  
傍聴者の順序は本文中に記された順とした。

### 3 委員付託となった問題

各会員報告について詳細を分析することは紙面の都合で難しいため、委員付託となった議題について、どのような議論がなされたのかを分析する。これらの議論を分析することで、第4回の訓導協議会の全体的な動向を確認できる。委員付託となったのは、以下の12項目についてであった。12項目に附属小職員を含む調査委員が決められ議論された。

【表3】委員付託問題一覧

修身科及び訓練の目的並に両者の関係	格言取扱につきて
修身科教授上の欠陥	作法教授につきて
道徳意識の研究	高学年の訓練
尋常科第一二学年に修身科を特設するの可否	教育に関する勅語取扱方
例話の取扱	個人指導に関する調査
修身教科書教材の取捨に関する意見	校訓に関する調査

出典：「委員付託の問題」『教育研究』臨時増刊「第四回全国小学校訓導修身訓練協議会報告」248-279頁より作成。

会員報告でも多くとりあげられていた「修身科及び訓練の目的並に両者の関係」、「修身科教授上の欠陥」、そして「教育に関する勅語取扱方」について取り上げてみていきたい。

#### (1) 修身科及び訓練の目的並に両者の関係について

第4回の主題が「修身訓練」とされていたことからわかる通り、当該期には修身科と訓練とがセットになって論じられることが多い。ただし、「訓練」の位置づけについては定まっていなかったといえる。明治中期以降ヘルバート派の教育学が紹介され、「教授」、「訓練」、「管理」の理論は普及していたが<sup>19</sup>、訓練の

教育効果をあげる教育方法や理論が求められていたといえる。附属小職員による報告をふくめて全 94 の会員報告のうち、「訓練」が明示されたタイトルの報告は 28 であった。

「修身科及び訓練の目的並に両者の関係」では 11 名の調査委員によって検討された。調査委員は清水甚吾、そして附属小からは樋口長市が参加し、他の調査委員は自身の会員報告において修身科と訓練に関わる事項を報告した人物たちで構成された。調査委員会は、報告書を提出し、その内容は清水によって報告された<sup>20</sup>。

【表 4】修身科教授および訓練の目的並びに両者の関係

第一 修身科教授の目的								
教則第二条の分解								
(一) 徳性の涵養								
1 道徳的知識を授与すること								
2 道徳的情操を養成すること								
3 道徳的(判断の能を得しむる)意志を喚起すること								
(二) 実践の指導								
(意志的) 実行を誘導勸奨すること								
第二 訓練の目的								
訓練は直接児童の(意志的)実行を督励し反復練習の結果善良なる習慣と成すにあり								
第三 修身科と訓練との関係								
(一) 両者共通の究極目的								
道徳的品性の養成								
(二) 両者の限界								
1 作用上の限界								
道徳的品性の養成	<table border="1"> <tr> <td>道徳的知識の授与</td> <td rowspan="4">修身科の任務</td> </tr> <tr> <td>道徳的情操の養成</td> </tr> <tr> <td>道徳的(判断力の養成)意志の喚起</td> </tr> <tr> <td>実践の指導</td> </tr> <tr> <td>(意志的)実行の修練</td> <td>訓練の任務</td> </tr> </table>	道徳的知識の授与	修身科の任務	道徳的情操の養成	道徳的(判断力の養成)意志の喚起	実践の指導	(意志的)実行の修練	訓練の任務
道徳的知識の授与	修身科の任務							
道徳的情操の養成								
道徳的(判断力の養成)意志の喚起								
実践の指導								
(意志的)実行の修練	訓練の任務							
2 目的遂行の機会								
イ 修身科 主として特設の時間								
ロ 訓練 各科教授の時間及び校の内外に於けるあらゆる機会								

出典：「委員附託の問題」『教育研究』臨時増刊「第四回全国小学校訓導修身訓練協議会報告」248 頁より作成。

教則第二条「修身は教育に関する勅語の趣旨に基き児童の徳性を涵養し、道徳の実践を指導するを以て要旨とす」とされていることから、「徳性の涵養」と「実践の指導」が「道徳教育全体の目的」また「修身科教授の目的」とも読み取れるとの見解であった。「徳性の涵養」には「道徳的知識」、「道徳的情操」、「道徳的判断」の 3 点があげられた。「実践の指導」には「意志的の実行」へ導く役割があるとされた。ただし、繰り返し練習することで一つの「習慣」にするというのは訓練が担うと考えられた。即ち訓練の目的は「直接児童の意志的実行を督励を致しまして、反復練習の結果善良なる習慣となす」点にあるという。そして修身科と訓練の共通にして「終局の目的」は「道徳的品性の養成」にあるとした。両者はそれぞれに限界があり、それぞれの任務があるが「相寄り相俟つて目的を達する事に努めなければならぬ」とされた。目的遂行の機会として修身科は「特設の時間」、訓練は「各科教授の時間配合の内外における有ゆる機

会に於て致すべきもの」と考えられた<sup>21</sup>。

質問討議では「徳性の涵養」と「実践指導」を「分けて仕舞つては少し困る」という意見や徳性の意義について「道徳を成し得る可能性」が含まれるかという問いが出された。そこで「徳性の涵養」と「実践の指導」の役割から、「徳性」という言葉の解釈について議論が重ねられた。調査委員の報告で「徳性の涵養」には道徳的「判断」という言葉が用いられていたが、「徳性は（中略）有つて生まれた知情意の働きであると云ふ風に解釈する方が円満」という佐々木会長の意見により「意志」を「喚起」とすることが加えられることとなった。最終的な修正については佐々木会長に任せることになって、本件に関する議論が終了した。実践家達は修身科教授の範囲を定めることで訓練との関係性を理論的に整理しようとしていたのだった<sup>22</sup>。

## (2) 修身科教授上の欠陥について

当該期修身教育の問題点について、様々な教育雑誌等で論じられていた<sup>23</sup>。第4回訓導協議会では修身科教授上の欠陥について8名の調査委員によって整理された。全体における報告には長野県上伊那郡伊那尋常高等小学校の羽場金重郎が立った<sup>24</sup>。

報告の文書の冒頭で「修身科は道徳教授によりて児童の徳性を涵養し、その実践を指導するにあるものなれども、其実際を見れば他の諸教科に比し、研究浅く実績見るべきもの亦少きが如し」<sup>25</sup>と語られている。修身科は改正教育令から筆頭科目として最も重要な位置づけにあったにも関わらず、諸教科に比べて研究が浅いという認識があった。調査委員によって、報告内容は5項目にまとめられた。

第一の欠点として挙げられたのは、「修身科教授の目的及範囲」であった。これは、先程整理した「修身科及び訓練の目的並に両者の関係」に近い課題意識であるといえる。「訓練」がどの法令によるかということの研究して、教則の「実践指導」にあたるとする説も挙げたという。

第二の欠陥として挙げられたのは「修身教授者」の質であった。教師の人格修養を求め、また「躬行実践」すべきと考えられている。知識的な習得に終わらず、行動に移す事までが求められた。加えて、「教材」、「教弁物」を利用した直観的な指導が「不十分」な状態であることが問題とされた。

第三の欠陥として「児童に就いて」示されている。具体的には、注入主義的な道徳ではなく、児童の内面から「道徳意識を啓発培養」することが求められている。また、「児童の生活」に着目した研究が不十分であることが指摘されている。

第四の欠陥は「教材に就いて」であった。一つ目は「教育に関する勅語」に関することであった。「教育に関する勅語」自体の研究の進展が求められている。指導にあたって「皮相的解釈に止まるものなきに非ず」という状況があったようだ。その他5つの項目で合計6項目が示されているが、「(5) 教師の実際修養上の経験を適所に吐露する時は児童の心情に共鳴する事強し」という部分に対して、教師が自分のまたは友人等の「人生経験と云ふものを語ることは極めて有益なことであると思ひます」と述べられている。教師自身が「教材」としての価値を持っていると考えられている。

第五の欠陥は「修身教授の方法に就いて」で9項目が示された。1つ目は、形式的教授を問題視している。「例話から教訓に入るとか、教訓から例話に入るとか」というようなあり方に問題提起した。羽場は「それより（形式より：筆者）も根本的に児童の心意は如何に発達して居るか、其時々にて児童の気分に応じて、どう云ふやうな教材を採り、どう云ふやうな方法を考へたならば、最も彼等を動かすことが出来る

【表 5】修身科教授上の欠陥について調査委員まとめ

一 修身科教授の目的及範囲に就いて	
	修身科教授の目的に関しては既に教則に明示せりと雖も、更に詳細に其内容を探り到達点を研め、又は訓練との分野を見る時は諸説区々にして、一なり難し。例へば或ものは教授の目的を余り知的に偏解し、或者は余り実行的に偏解し、又或ものは余り広義に解す。此の如きは単に理論上の問題たるのみならず、實際教授上に影響する処少からざるを以て、大体に於ては必ず之を決定せんことを要す。
二 修身教授者に就て	
	(1) 現今の修身教授が動もすれば皮相に流れ、精神の徹底せざる者あるは、主として教師の人格修養の十分ならず、人生及国家社会に対する信念の確立せざるによる。 (2) 教育者の躬行実践は児童の暗示性を刺激し、修身教授の地盤を鞏固にする処極めて大なり。然るに此の方面に於て遺憾なる点少しとせず。 (3) 修身科教授の準備に於ては他の教科に比して其の教材方法の研究或は教弃物の利用等に於ても不十分なるものあり。
三 児童に就いて	
	(1) 修身科教授は外部より道德的規範を注入するに非ずして、内部より児童の心意に存する道德意識を啓発培養するにあり。然るに現今未だ該方面の研究に就いて見るべきもの少きが如し。 (2) 児童生活の根拠たる家庭の傾向、社会の風潮は、彼等の習慣に多大の影響を及ぼすものなり。然るに此の方面の研究に就いても見るべきもの少きが如し。
四 教材に就いて	
	(1) 教育に関する勅語は修身教授の骨髄なれど、其研究未だ完全ならずして、皮相的解釈に止まるものなきに非ず。研究を要す。 (2) 修身教科書の訓言、例話、格言、文章、挿画等の適否に関しては、尚研究を要すべきもの少からざるが如し。 (3) 修身教授の教材は善意志の人と共に強意志の人をも採用するの要あるを認む。 (4) 地方的教材の調査運用未だ十分ならず。 (5) 教師の實際修養上の経験を適所に吐露する時は児童の心情に共鳴する事強し。 (6) 作法に関する研究は兎角疎外さるゝ傾向あり。
五 修身科教授の方法に就いて	
	(1) 現時の修身教授は方法の形式に拘泥して其根本に及ばざるものあるが如し。 (2) 訓話等を取扱ふにあたりて其の枝葉に亘りて教授の主眼点を逸する弊あり。例へば教授が余りに知的に偏して、情意の陶冶を等閑にし、或は例話を単なる娯楽に供するが如し。 (3) 児童の個人的及性別的指導は最も大切なり。然るに此の方面の實際研究極めて乏しき感あり(殊に高学年に於て然りとす。) (4) 修身科教授に際し要求や高遠に走り、多きに過ぎて児童の心理に恰當せざるものあり。 (5) 修身科の成績考查に於ては従来知的方面に偏したれども、修身科は児童の實踐を指導し陶冶の効を堅実ならしむるを要するものなれば、実行方面をも顧慮せざるべからず。 (6) 修身科教授に於て授くる多くの徳目は動もすれば児童の脳裡に混沌として堆積する傾向あり。高学年児童には適當なる工夫によりて此の間に簡明なる連絡系統を附するを要す。 (7) 格言の取扱疎漏にして座右の銘たる生命なきが如し。 (8) 修身科教授に関連せる事項は何れの教科に於ても、其の教科固有の目的を失せざる範囲内に於て、常に留意して教授せんことを要す。 (9) 修身科教授の時間に就いては未だ研究するもの少し。一週何回とすべきか、一時限何分宛とすべきか等研究せんことを要する問題多し。

出典：「委員附託の問題」『教育研究』臨時増刊「第四回全国小学校訓導修身訓練協議会報告」254-257頁。

かと云ふやうなことを研究しなければなりません」と主張した。2つ目は訓話等の取扱について、3つ目は、「児童の個人的及性別的指導」の重要性が述べられた。4つ目は子ども理解の必要性を述べたものであった。羽場は、子ども観を問い直すような発言をしている。

修身科教授は其の通弊として、子供を子供として見ないで、子供を大人の心で解釈し、大人の心で

要求すると云ふやうであります。(中略) 修身に於ては殊に子供の人格と云ふものを相手にして行くものであるから、特に子供の心理作用を理解してかゝらなければならないのであります<sup>26</sup>

「子供の心理作用」への理解が修身科教授に必要とされていた。5つ目の項目は成績考査についてである。「知的方面」に偏重したあり方から、「実行方面」についても考慮されるべきことが述べられている。6つ目は徳目の系統的な指導についてであった。7つ目は格言について、8つ目は修身科と他教科の関連について、9つ目は修身科の授業は週何回、何分間行かうかについて挙げられている。討議では発展的な議論には至らなかった。

### (3) 教育に関する勅語取扱方について

国民教育の根本に位置付けられた「教育ニ関スル勅語」(以下、教育勅語)の具体的な教授場面での取扱方は統一されていなかった。鈴木理恵による一連の研究<sup>27</sup>で、教育勅語の暗記暗誦の経緯等がまとめられている。これによれば教育勅語の暗記暗誦の学年や取扱い方も論者によって異なる部分があったという。第4回訓導協議会では教育勅語の取扱方が委員付託問題の一つであった。第4回訓導協議会において、教育勅語に関する個人発表を行ったのは、4名であった。その後の「質問批評」で盛んに議論された。最初の質問として田中幸太郎(東京市麻布区本村町絶江尋常小学校訓導)は「(勅語を：筆者)其儘取つて一徳育の手段としてよろしいか」、「事毎に勅語に帰結しなければならぬと云ふことも如何でありますか」と問うた。個人発表を行った屋代勝壽(栃木県女子師範学校附属小学校訓導)は「詰り神代から伝つた国民徳と云ふものに帰結することをせなければならぬと思ひます」と回答した。佐々木会長は「余り度々繰り返すと云ふことは、感情の心理から、却つて一考へねばならぬことであるといふことであります」として、ある学校で「却つて畏れ多い結果になる様な心配があつた」ことを述べた。また屋代は「分らない者を児童に授けて、そして其実行を計れと云ふことは無理であると思ふ。尋常四年で以て勅語を用ひ、それで連絡して行くと云ふことは、どうも矢張り児童の身心発達上無理」との見方を示した。反対に山崎忠固(金沢市小將町高等小学校訓導)は「私は此敬神の念とか忠君愛国の念を養ふと云ふことは、極く幼年の時に於て飽迄力を容れて養はなければならぬと思ひます」として、幼い頃から繰り返し唱えることでその徹底を図るべきであると述べた。児童の発達を考慮し、高学年から学ぶことで神聖さや権威を保つ教授法と、幼年期から徹底して教授する方法とでは意見の相違がみられる。前者の欠点としては小学校卒業後に勅語の趣旨が徹底されていない場合がみられること、後者の欠点は、繰り返しによる陳腐化があげられる。こうした議論の後に作成された6名の調査委員による報告内容は以下のとおりである。

#### (一) 教育に関する勅語取扱上の方針

- 1 教育に関する勅語は我邦教育の根本要義たり。然も聖旨頗る深遠宏大にして。只管皇国永遠の進歩発展を期し給へるものと拝察す。されば国民教育の任にあるものは常に沈思潜心、克く聖勅の大精神を奉体し、常に国家の進運に伴ひ、又時勢の要求を顧み、以て国民教育の要旨貫徹に努むべし。
- 2 教育に関する勅語の御趣旨に対する信念教養に努むべし。

#### (二) 教育に関する勅語の取扱方

- 1 尋常小学第四学年に於ては修身教科書巻首の御正文の読方、及主として教科書の徳目と連絡せる語句の大意を授く。

- 2 同第五学年に於ては修身教科書巻首の御正文読方及主として教科書の徳目と連絡せる語句の大意を授け、更に全体の略義を知らしむ。
- 3 同第六学年に於ては修身教科書に拠る正課教授、全正文の暗誦並に教科書徳目との連絡
- 4 高等小学第一学年に於ては適當の時期に於て、暗誦略解を行ひ、且つ全正文の謄写を練習せしむ。但し修身教科書徳目との連絡は前学年同様之を行ふ。
- 5 同第二学年に於ては教科書に拠る教授をなし、且前学年との連絡を保ちつゝ御聖徳の一斑、御下賜の由来、御正文の段落積義等に及ぼし、更に暗書の練習をなさしむ。

(注意)

- 1 勅語の教授、他教科との連絡、又は訓練細目作製等の場合には、成るべく児童心意の發達を顧み、其扱方をして適切ならしめんことに留意すること。

- 2 勅語、詔書等に関する作法中に御正文の印刷、謄写物等に対する心得の事項を加ふべきこと。

質疑では尋常科3年以下における取扱に関する考えが問われた。大庭儀三郎委員（宮城県師範学校教諭）は3年以下の取扱について「儀式などに於て朗読するが、其前後に於て大体勅語とはどう云ふものかと云ふ観念を与へる事が普通と思ひます」とし、取扱の詳細は定めず、各学校に委ねるとした。また、高等小学第2学年における「御正文の積義、暗誦練習」について、完成教育としての意味があるのか、また高等小学第1学年で取扱うのは「發達上不適切」との考えがあるのかが問われた。こうした質問が出たのは、高等科1年での中途退学者が多いことから、前倒して教授することが可能かどうかを確認するためであった。大庭委員は、「高等一年では戊申詔書が載つて居りますので、高等小学1年でやるのは難しいとの判断であった。發達上に関しては「高等一年にむづかしいとは思ひません」と述べた<sup>28</sup>。

以上をもって教育勅語の取扱方に関する指針が示された。ただし、教育勅語の取扱方に関しては、議論の難しさも垣間見られる。例えば、個人報告後の「質問批評」の最後に「此問題は速記から省いて呉れと云ふ様なお説もありますが、私は唯今までの御話中には、決して差支へないもの許りと思ひます」と佐々木会長が述べた。この言葉から実践家の中にも不敬があつてはならないというような感覚があつたのではないかと推測される。

#### 4 研究課題としての「道德意識の研究」

第4回訓導協議会で委員付託とされた道德意識の研究については調査委員5名で検討された。しかし「茲で簡単に極めて了ふことは、到底出来ない」として初等教育研究会で調査研究を募集し同会で整理して発表するよう委任された。1917年にこの件をまとめて初等教育会編『児童道德意識に関する研究』<sup>29</sup>が刊行された。道德意識の研究は、東京高等師範学校講師土井壯良を顧問とし初等教育研究会の修身訓練研究委員によって着手された。研究の方法その他に関し直接間接に示教にあつた人物には、文学博士中島力造、文学博士松本亦太郎、文学士吉田静致、文学士速水滉、高島平三郎、文学士蠣瀬彦藏、文学士桑田芳藏、文学士大槻快篤、文学士倉橋惣三の名が挙げられている。調査校は全国101校にのぼり、答案を提出した児童数は各問平均6万以上で、延べ数30万余の答案を分析したという。研究方法は質問法を採用し、調査問題は以下の5問であつた。

- (一)「一バンヨイコトダ」トオモウコトヲーツオカキナサイ。

- (二) 「一バンワルイコトダ」トオモウコトヲーツオカキナサイ。
- (三) ドウシタラ、オトウサンヤオカアサンニカウカウニナリマスカ。
- (四) ドウシタラ、テンシサマニチュウギニナリマスカ。
- (五) オナジクミノモダチト、イツシヨニアソンデキタトキニ、ソノモダチガ、アヤマツテ、ガクカウノマドガラスヲコハシテシマヒマシタ。ソノキニアナタハドウシヨウトオモヒマスカ<sup>30</sup>

第一問は「一般に善いと思つて居ることと、殊に一番善いと思つて居ることを知り、それを年齢の発達に関係づけて観察することは、児童の道徳意識を研究する為に頗る重要な問題」<sup>31</sup>であるという問題意識のもとに作成された。第二問は、第一問と同様で「児童は一般にどんなことを悪いことと思つて居るか。殊に又どんなことを一番悪いと思つて居るかを知らうとした」<sup>32</sup>問題であった。

第三問と第四問は対になる問題であった。第三問は「孝」、第四問は「忠」についてであった。「忠と孝とは我が国道徳の最も大切なものであるから、これを並べて尋ねることにした」と記されている。第四問は、第三問とは「頗る異つて」おり、日常の家庭生活や社会生活上からの影響は少なく、学校教育の影響によるものが主であると考えられた。「教育の結果に依つて養はれて居る」道徳意識を調べたものであった<sup>33</sup>。

第五問は、「児童の道徳的判断」と「実行的態度」をみようとしたものであった<sup>34</sup>。第五問は場面を設定し、事件を想定して実際的に考えさせている点で、上記の第一から第四問までとは性質が異なっているといえる。

同書ではこれらの問いに対して、詳細な分類を行い、尋常科1年から高等科に至るまでの道徳意識の発達を分析しているのであるが、紙幅の関係上割愛する。学校教育による影響を調べたとされた第四問について、調査実施者の感想、課題意識は次のようにまとめられている。

第一 忠君と愛国との関係 これに就いても第一問の場合にも述べた。即ち天皇も国も併せた意味の国家は、学年の進むにつれて著しく上つて行くが、さて愈々第四問に於て忠義を主として調べて見れば、国に関するものは漸く上つて行くが、天皇に関するものは漸く下つて行く。国に関するものの上つて行くことは一方喜ぶべきことであり、又その理由も理解されるが、天皇に関するものの降つて行く傾向は頗る注意すべき事実である。即ち小学校の程度に於ては、第一、大体として、忠義の意識に極めて具体的な印象を与へて、その中心の思想感情となるべき天皇の優勢でないことは如何なる故であらうか。第二に、この問題は明らかに「ドウシタラテンシサマニチュウギニナリマスカ」と断つてあるのに、天皇に関することの少いのはどういふ訳であらうか。第三、教科書には天皇に関することを屢載せてあるにも係らず、この点に注意の少いのは如何なる原因であらうか。

これは事実其者の真の原因を十分慎重に研究すべきは勿論、現在の教授や教育の方法に就いても十分反省を促すべきことであらうと思ふ。

若し国に関するものが高まつても、天皇に関するものとの連絡がないならば、これは又更に考慮を廻らすべき一つの問題であらうと思ふ<sup>35</sup>

忠君と愛国との関係について、おそらく調査者の予測に反して、天皇に関する忠義の意識が、年齢を経るごとに下降していく事実が明らかになったことが窺われる。この点に関して、「十分反省」を促し、「考慮を廻らすべき一つの問題」としてとらえている。

## おわりに

1900年代後半から1910年代は修身教育を有効に行うため、実践家は修身科の課題を整理し、教授法の改良に努めた。東京高等師範学校附属小学校初等教育研究会による第4回全国小学校訓導修身訓練協議会(1914年)における議論を分析し、当該期の道德教育に関する課題意識と教授方法の改良について検討した。当該期、「修身科ノ教授ヲ適切有効ナラシムル方法」が課題とされていた。第4回訓導協議会の議題の一つに修身教授と訓練の関係があった。1910年代の修身教育は徳目の教授に終始するだけの道德教育ではなく、「実践指導」を担う訓練の意義が認識されていた。『教育学辞典』(岩波書店、1936年)には訓練と訓育とは同義語として用いられることが多いとし、「教授の目的は知識・技能にあるが、(略)教授を行ふと共に訓育をなす必要があるといふよりも、寧ろ訓育が共同することによつてのみ知識・技能の習得が行はれると言ふべきである」と記されている。訓練の語が持つ「実際の・具体的の気持」が、道德教育の改良に必要とされた<sup>36</sup>。他には修身教授の欠点、その他例話、格言、作法、校訓等の取扱方、教育勅語の取扱方なども議論された。当該期、児童への着目、特に児童の生活や発達に依拠した教授法が課題とされた。こうした点から第4回訓導協議会の議論は、新教育の理論を受容する基盤となったと評価することができるかもしれない。一方で教育勅語の取扱方をみると、討議において慎重な姿勢が見られた。教育勅語の絶対的な権威や神聖さは、教授法の検討においてさえ議論の余地を狭める問題性を孕んでいた。

道德意識に関する研究では大規模な調査が実施された。こうした調査自体が、当該期児童の道德意識、即ち児童の心理が重視されていたことを示している。調査内容は善悪に関すること、忠孝に関すること、そして実践に関わることであった。特に忠義に関する調査から天皇に対する意識が年齢を経るごとに低下した結果を重く受け止めたようだった。『児童道德意識に関する研究』が刊行された同年1917年12月6日臨時教育審議会第二回答申では「一 小学校教育ニ於テハ、国民道德教育ノ徹底ヲ期シ、児童ノ道德的信念ヲ鞏固ニシ、殊ニ帝国国民タルノ根基ヲ養フニ一層ノ力ヲ用フルノ必要アリト認ム」<sup>37</sup>として国家に忠良なる臣民の教育が目指された。加えて1920年代には大正新教育運動が隆盛するが、この第4回訓導協議会での議論がいかに活かされたのか、その後の影響関係については今後の課題としたい。

## 註

- 1 文部科学省『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別の教科 道德編』(2017年7月)。
- 2 道德教育に関する通史としては、江島頭一『日本道德教育の歴史—近代から現代まで—』ミネルヴァ書房2016年、行安茂『道德「特別教科化」の歴史的課題—近代日本の修身教育と戦後の道德教育』北樹出版、2015年、藤田昌士『道德教育：その歴史・現状・課題』エイデル研究所1985年、海後宗臣『日本教科書体系近代編 第1-3巻修身』講談社1961-1962年、唐澤富太郎『教科書の歴史』創文社1956年等を参照した。
- 3 『官報』第7867号(1909年9月13日)、199頁。
- 4 中内敏夫「修身科の方法的改善—大正期の道德教育改造運動—」春田正治・宮坂哲文編『今日の道德教育』誠信書房1964年、275頁。
- 5 同時期の教育実践の分析を行った研究として、渡辺かよ子「小学校における道德教育指導法—

- 大正期師範学校附属小学校での修身科の教育実践より一」『学び舎—教職課程研究』第12号、愛知淑徳大学教育学会、2016年、74-85頁が挙げられる。しかし、同時期の修身教育の課題には触れておらず、当該期の実践改革の動機や意義を検討する余地が残っていると見える。
- 6 鈴木和正「井上貫一の道德教育論における「協働」概念—欧米教育視察後の大正新教育実践を中心に—」『常葉大学外国語学部紀要』第32号2016年3月29-47頁、土野長一「大正期の明石女子師範学校附属小学校における修身科教育の改革」『教育科学セミナー』42、2011年、佐藤高樹「成城小学校における修身科再編の論理—教科的意義の再解釈にもとづく道德教育改造」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』53集1号2004年、永田忠道「大正自由教育期における修身授業改革」『社会科教育研究88』2002年、岩本俊郎「大正自由教育と修身教育」『立正大学人文科学研究所年報』別冊4号1983年等多くの研究が挙げられる。
  - 7 「東京女子高等師範学校長による報告」の内容は『官報』第7571号（1908年9月18日）、382-383頁による。
  - 8 「広島高等師範学校による報告」の内容は『官報』第7803号（1909年6月30日）、654-655頁による。
  - 9 『官報』第8025号（1910年3月28日）、684頁。
  - 10 「国民道德教育ノ振興ニ関スル建議案」、第27回帝国議会、貴族院本会議第19号、1911年3月18日、361-362頁。
  - 11 東京府内務部学務課「修身科講義録」1911年、『日本教育史基本文献・史料叢書5』大空社、1991年。巻末の森川輝紀の解説を参照した。
  - 12 古川哲史編『日本道德教育史』有信堂1973年、175頁。
  - 13 東京教育大学附属小学校創立百周年記念事業委員会『東京教育大学附属小学校教育百年史：沿革と業績』（1973年）660-661頁に第4回全国小学校訓導修身訓練協議会について一部紹介されているが、内容の分析まではされていない。
  - 14 「第四回全国小学校訓導協議会」（入会募集の広告：筆者）『教育研究』第126号（1914年8月）
  - 15 同上。
  - 16 「会議概況」『教育研究』臨時増刊「第四回全国小学校訓導修身訓練協議会報告」1-6頁。
  - 17 「開会辞」『教育研究』臨時増刊「第四回全国小学校訓導修身訓練協議会報告」9-11頁。
  - 18 前掲「会議概況」、6-9頁。
  - 19 教育思想史学会編『教育思想事典』勁草書房2000年、233頁（矢野博史「訓練」の項目）。
  - 20 「委員附託の問題」『教育研究』臨時増刊「第四回全国小学校訓導修身訓練協議会報告」248頁。
  - 21 同上、248-250頁。
  - 22 同上、250-254頁。
  - 23 例えば、香川七海「大正時代における修身教育の批判論に関する考察—大島正徳の著作『自治及修身教育批判』を手がかりとして—」『教育学雑誌』日本大学教育学会紀要第48号2013年15-32頁では、大正時代における修身教育批判論をまとめている。
  - 24 前掲「委員附託の問題」、254頁。

- 25 同上、255 頁。
- 26 同上、256-257 頁。
- 27 鈴木理恵「教育勅語暗記暗唱の動機」『長崎大学教育学部紀要 教育科学』第 57 号 1999 年、「教育勅語暗記暗唱の経緯」『長崎大学教育学部紀要 教育科学』第 56 号 1999 年、「大正・昭和期の小学校と教育勅語」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第 55 号 1998 年、「教育勅語暗記についての調査研究」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第 54 号 1998 年。
- 28 前掲「委員附託の問題」、274 頁。
- 29 初等教育会編『児童道徳意識に関する研究』（1917 年）。同書は「序」1-4 頁、「凡例」1-2 頁、及び「総説」1-36 頁、以下各問いの分析、巻末の「感想」よりなる全 680 頁の刊行物である。道徳意識の研究に関し、ことわりのない限り同書の記述による。
- 30 同上、13 頁。
- 31 同上、37 頁。
- 32 同上、295 頁。
- 33 同上、582 頁。
- 34 同上、621 頁。
- 35 同上、676-677 頁。
- 36 城戸幡太郎『教育学辞典』岩波書店、1936 年、松濤泰巖執筆「訓育」の項目、599-600 頁。
- 37 『明治以降教育制度発達史』五巻、94 頁